

松本市告示第342号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項及び第15項第1項の規定により、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、法第8条第4項及び第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該設置の許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供します。

令和4年7月1日

松本市長 臥雲 義尚

1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社フロンティア・スピリット

長野県松本市大字和田4709番地

代表取締役 横沢 英樹

2 廃棄物処理施設の設置の場所

松本市大字今井4957番地1

3 廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定する焼却施設、同令第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設

4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

一般廃棄物

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、可燃ごみ

産業廃棄物

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。）

特別管理産業廃棄物

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物を除く。）

5 申請年月日

令和4年4月28日

6 縦覧の場所

松本市環境エネルギー部廃棄物対策課

7 縦覧の期間

令和4年7月1日（金）から令和4年8月1日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

## 8 意見書の提出

法第 8 条第 6 項及び法第 15 条第 6 項の規定により、本件申請に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

意見書の提出期間

令和 4 年 7 月 1 日（金）から令和 4 年 8 月 15 日（月）まで

意見書の提出先

〒390-0851

松本市島内7576-1

松本市環境エネルギー部廃棄物対策課

意見書の記載事項

- ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「株式会社フロンティア・スピリットに係る廃棄物処理施設設置許可申請書」と記載してください。）
- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ウ 施設に関する具体的な利害関係
- エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）